

税制調査会（第 16 回）議事録

日 時：平成 21 年 12 月 1 日（火）17 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

大変お待たせいたしました。第 16 回「税制調査会」をただ今から開会したいと思います。

本日は、昨日に引き続きまして、要望項目の一次査定案について審議を行いたいと思います。

本日の審議時間は 1 時間程度というふうにしておりますので、日程も押し迫っておりますので、多少延長しても一次査定案を今日中に終わらせたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、コンパクトな提案とコンパクトな対応をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、カメラさん、退場してください。

（カメラ退場）

○峰崎財務副大臣

本日は、まず防衛省と思ったんですが、防衛省がおりませんので、続いて厚生労働省は早くやってもらいたいということだったので、厚労省から入りたいというふうに思います。

○中川文部科学副大臣

文科省は何時ぐらいになりますか。

○峰崎財務副大臣

続いて文科省になりますから、少々お待ちください。

○中川文部科学副大臣

抜かされるのかと思ったものですから。

○峰崎財務副大臣

それでは、厚生労働省の要望項目に対する一次査定案について、古本、小川両政務官から御説明をお願いしたいと思います。それぞれ 3 分と 1 分ということで時間の割り振りになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○古本財務大臣政務官

厚生労働省でございます。

まず、御要請いただいております 7 番の医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予の件でありますけれども、これはこの場でも何度も申し上げましたが、出資なさっておられる方が生前にいかにして、いわゆる持分放棄の意欲を持っていただけるかが本筋であるんですけれども、この充実によって逆に生前においての持分放棄並びにその調整がむしろ後退するのではなかろうかということで大変懸念を持っております。そ

の意味において、なおDということにいたしたいと思っております。

続いて、8番の情報基盤強化税制。これは経産省の所管でございますけれども、製薬会社のみならず全体ということでいただいております。Dということで整理をさせていただきます。

続いて、中小企業投資促進税制の適用期限の延長でございますけれども、こちらについてはCということにしたいと思っております。

12番の社会保険診療報酬等に係る消費税の在り方でございますけれども、これはそもそも、例の転嫁ができないという話、消費税を導入したときのあの話はどこに行ったんだという医療界からの積年の御議論があるのですが、他方で診療報酬の中で措置をしているという事実もある中で、消費税を含む税体系全体の見直しの御議論におそらくつながっていく事柄だというふうに思っております、このたびはDとさせていただきます。

続いて、16番のR&Dでございます。こちらが製薬会社に関連のある話だと思っておりますけれども、こちらのR&Dは経産省の方でも申し述べましたが、Cとさせていただきます。

17番の中小企業者等の少額減価償却資産でございますけれども、こちらもCという整理をしたいと思っております。

19番の産活法関連、登免税でございますけれども、既に出ておりますが、適用実績がやはり大企業に偏っているということから、これは是非、中小に絞っていくような何か仕掛けができないかということで、なお引き続き調整をさせていただきます。

20番の船員保険制度の見直しに伴う所要の非課税措置の創設でありますけれども、そもそも、まずは法改正をしていただきたいということでありまして、船員の皆様だけに限った支払い、例えばコンビニで支払っていただく際等にこの印紙税が発生しているということについては大変窮屈な、御不便な思いをさせているのは事実でありますけれども、まずは御省において法改正をきちんとしていただきたいということで、今回はDという整理にいたしたいと思っております。

25番の病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置でございますけれども、こちらは内閣府からいただいておりますので、そちらで話しますが、Dという整理でございます。

26番のパラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置でいただいておりますけれども、これは文科の方からオリンピックと併せていただいております、報奨金の御議論の中で併せてお願いしたいと思っております。今回はCという整理にいたしております。

厚労については以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税もお願いいたします。

○小川総務大臣政務官

もうごらんのとおりでございまして、特に政治レベルでの調整を残しているものはございませんので、一覧をもって代えさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

地方税の方は、どうやら既に調整の方がついているということなのですが、国税の方は、今、御指摘があった、相当の数でまだDとかCとかが残っておりますが、それらについて、厚生労働副大臣、もし何かあればお願いいたします。

○長浜厚生労働副大臣

中川先生もお待ちでありますので、あまり時間が取れないかもしれませんが、7番の医業継続は、この間、御説明した状況で、要するに税を逃れるわけではなくて、3年間の猶予ということの訴えをしたのがまだ御理解をいただけていないというところは残念でございます。

8番はレセプト関係で、とにかくコストを減らしていくという状況の中において情報基盤強化税制は必要ではないか。これは経産の方も言っておりますので、くどくは申し上げません。

それから、大きなところは例の設備投資といいますか、昨日の経産の話聞いていても、具体的ターゲットが高水準型のようなイメージを私は持っておりますので、多分、そこだというふうに思いますけれども、やはり高水準型が配置された場合は大変影響を受ける。これは昨日も申し上げましたように、この医薬業界12%以上の投資をする状況の中における、まさに高水準型が配置されて、それでは、お隣の増加型で処理をすればいいではないかというふうになると、増加型は名前のとおり、まさに5%ずつ増加をしていかなければいけない。

こういう状況に移れるかというのと、例えば平成20年度利用実績を、9社を調べてみると、何とその中でわずか1社だけが増加型に適用することで移ることができる。逆に言えば8社は、この高水準型しか利用できないという選択になっておりますので、しかも、これも昨日経産が言っていたと思いますが、この税制上の特典は20年度に導入されたばかりで、まだはっきり言えば2年目でございます。ですから、この状況でこんなものは無駄だという判断をするのはいささか早いのではないかと感じております。くどくなりますが、是非、高水準型を含めての企業の設備投資に対する税制要望を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

どなたでも構いませんので、どうぞ。

階さん、どうぞ。

○階総務大臣政務官

地方税の関係で、社会保険診療報酬なんですけど、これは進め方としてGという結論になっているんですけども、国土交通省などでも、これこれこういう見直しを進めることを条件にAとか、そういう方向性を示した上で存続するとかそういう話になっているんですけど、これはGということになりますと、全くフリーハンドで平成23年度以降の検討課題というふうになっているので、そういう方向性を示した上でAとかそういうふうにはならないのかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○小川総務大臣政務官

この点は、非常に難しい課題だというふうに認識をしております。固定資産税の方は、割と命題はシンプルでありまして、既存のストックの有効活用に少しかじを切っただけでいい。この社会保険診療報酬の方は、この時点で方向感を出せるほど容易な課題ではないと思っておりまして、ここは来年1年かけて相当な議論をしたいと思っておりますが、これはそれなりの覚悟を持って議論に進んでいきませんか、非常にハードルの高い話だろうと思っております。

そこで、現時点でこの条件づけとか、あるいは方向づけを、記号の上でも補足説明の上でもするのは非常に難しいというふうに判断をしております、今日の時点ではそういうことで了解をいただきたいと思っております。

○階総務大臣政務官

やはり、この租特の関係はゼロベースから見直すということなんです。それで必要性、相当性、有効性が認められるかどうかというところで、一定の方向性は出るはずだと思うんです。それでGということになると、ほかのものはAとか、条件つきAとかとしているのに、何でこれがGなんだという別の説明責任が生まれると思うんです。そこら辺をちゃんと対外的に説明をしないと、この税調の存在意義が問われるかなという気がするんです。

○小川総務大臣政務官

いい御質問だと思います。

議長、よろしいですか。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

この社会保険診療報酬に関する課税状況を見直していくというのは、相当な大玉でありまして、今回、主要事項ということで全部で10個ぐらい並んでいますけど、これに匹敵するか、あるいはそれ以上のテーマであります。そこで本格的に議論をするには、そこに乗せていきたいと思っておりますが、今回議論している、このA～Eというのは要望項目に基づいておりまして、そこはやぶ蛇みたいな議論なんですけれども、慣例により、毎年のように厚生労働省から存続要望が上がってくるという事情がございます。ですから、この時点で何らかの形で記号上の打ち出しをしなければならないと

というのが査定側に求められた要請でありまして、本来、このA～Eというような格好で議論するには余りあるテーマだという認識でおります。

○峰崎財務副大臣

阿部さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

医療関連のことですので、あえて発言をさせていただきますが、例えば社会保険診療報酬に係る消費税の在り方の検討というものもDという査定にはなっておりますが、これについても実態をつまびらかにする作業も少し進めていただいていたかと思いますが、これについても同様に、今、地方税の方でも話題になりました事業税の非課税措置ということについても、私が先日来、少し懸念していますのは、出されている資料等々がとても実態を全体に把握していないのではないかと、この前も現場サイドにかなり詰め寄ったんですが、おっしゃる御指摘は、やはり私であれば現状をもう少し把握して審議に上らせるというふうにしていただけると、それは公平で公正であるかと思っておりますので、そのようなお取り計らいをお願いしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、引き続き、今、御指摘を受けた点で何かございますか。

どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

今、まさに阿部先生と階さんの御指摘のあった部分の2点は、歴史的に事業税の方はずっと要望し、認められているところでありまして、消費税の場合はずっと要望して認められていないという、極めて両方とも、別の意味において歴史的経緯のものでございますので、是非、まとまって、政務官がおっしゃられたような形での大きな検討事項というふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

先ほど来、御指摘されていた点というのは15年前から、私も税調に出ていますけれども、そのときにも、この診療報酬の問題と消費税の問題はいずれも出てまいりました。それぐらい長い間かけても、なかなか解決がつかなかった問題だということだろうと思っております。

それでは、引き続き、先ほど指摘した点についてはBチームで調整ということによってよろしゅうございますね。

○長浜厚生労働副大臣

はい。

○峰崎財務副大臣

時間はまだまだ本当にあろうかと思っておりますが、次に行かせていただきたいです。

それでは、文部科学副大臣の中川さん、よろしく申し上げます。

まず、一次査定の中身について申し上げます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。文部科学省でございます。

要望項目の6番のオリンピックメダリスト及び世界選手権優勝者に対する金品の非課税ということでございますが、こちらについては過日、副大臣の方から、オリンピックに絞るということで、世界選手権については取り下げていただいておりますけれども、なお、この場でも申し上げましたが、大臣も副大臣も求めておられる、若者に、子どもたちに、将来、オリンピックで頑張ればそういうインセンティブが与えられるんだということを示していく、夢を与える部分の御趣旨は重々承知の上で申し上げますが、昨今、冠が付く競技も増えてきている中で、ましてやゴルフも次にはオリンピック種目かというような状況の中で、本当に場合によってはミリオネアというような方々の報奨金に対して、本当に非課税ということが逆に国民の理解が得られるんだろうかということはお思っておりますので、今日の時点ではCということにいたしまして、何とかいろんな修正ができないかというふうに、申し越しの中身について修正していただけないかということについて、Cとさせていただきたいと思っております。

7番の研究開発促進税制につきましてもCで、経産省の方で申し上げたとおりでございます。

文科省につきましては以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

地方税の方ですけれども、全部で7項目の調整をさせていただきました。

記号についてはごらんとおりでございますが、このうち、図書館、博物館及び幼稚園を設置する民間団体に係る特例に関しては議論がなお継続をしております、引き続き、この点は政務レベルでの調整をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

以上でございますが、中川副大臣、何かございますか。

どうぞ。

○中川文部科学副大臣

まず、寄附金税制については改めてプロジェクト化して、来年には間に合わないけれども、1年かけてまとめようということで、そういう配慮をしていただいたこととありますので、了としたいと思います。

ただし、その中の①なんですけれども、これは根幹に関わる部分ではなくて、ハードルを下げるだけの話ですね。それでハードルを下げて、あれが終わり、これが終わりというのは、基本的には、寄附税制に対して財務省のこれまでのスタンスというも

のが、どうも、寄附して民間で回すよりも、税で取って国が再配分するんだという基本的なスタンスというものが抜け切らないところが出ているのではないか。この適用下限額の引き下げとか年末調整対象化というものは、そういうハードルを下げ、あと、これを使うか、使わないかというのは寄附者個人、あるいはその寄附をするそれぞれの民間の感覚であって、人によっては、寄附するけれども所得控除というものは考えていない、寄附したらそれでいいんだという人たちもいるわけですから、そういう意味ではこれにはこだわらないで、この部分だけでも来年は出発をするというような発想の転換を是非していただきたいということを1つお願いしておきたいと思うんです。

ほかは改めての議論で、悪用されないようにということも大事だろうと思いますので、そういうことでいいと思います。

それから、さっきのオリンピックの話ですけれども、これも共通した思想がありまして、私たちとしてはこういうものについては競争社会でもありますし、そこで頑張るんだという、その夢をつくる。それに対して、少し後ろから押すだけの話です。国が賞金化してくれるのだったらいいけれども、そんなに偉そうな話ではないんです。本当に後ろから少し押すだけの話です。ですから、それは自由にやってくださいというような分野で、やはりこれも考えていくということで、しかし、さはさりながら、遠慮して半分落としたんですから、それでいいでしょうという判断をしていただきたいと思っています。

あと、高等学校等就学支援金の創設に伴う非課税措置等というところなんですけど、これは政策がはっきり決まってきたからにしましょうということなんですけれども、基本的には政策というものは、以前に申し上げたとおり、これは学資に使うということですから、法律に基づいて、あの法律を変えない限り、これもはっきりしていて、非課税対象になるんだということでもありますので、これもそんなにこだわらないで、法律を変えるというのだったらまた相談に乗りますけれども、それはそのまま、廃止でいくということであるとすれば、非課税ということで確認をさせていただければありがたいと思います。

それから、地方税の方はいろいろ御配慮いただいて、バイの話にもつないでいたいたんですけれども、そのときに、これは枠組みとか基本的な考え方とかというようなところで議論をするのではなくて、この図書館、博物館を、今、残っている17団体でしたか、これは数が限られているんです。これを課税化したときに具体的にどうなるかということで、それぞれ公益法人の資産運用といいますか、中身を全部調べて、これに固定資産税がかかったときには、本当にこれは存続できるのかどうかということ調べてデータを出させていただいてきました。17のうちのこれを見ていると、半分ぐらいのところは閉じてしまうのではないかと。今でももうけていないんですけれども、固定資産税だけがぼこっとかかってきたら、これはもうやっつけられないねとい

う形で数字が出てきていますので、この個別の話を見ていただいて、一度、その判断をしていただきたいということです。そこのところは、また話し合いを続けていければありがたいと思っています。

あと、P F Iなどはみんな足並みをそろえてということでありますので、それでやっていただけたらいいと思います。

そんなところですね。あと、オリンピックなどは、国との共通項で解決していくと思っています。

1つ申し忘れてましたけれども、J O Cの関係については逆提案をさせていただきます。あくまでも全部やっつけというのではなくて、こんな方法があるでしょうというものも。

○峰崎財務副大臣

是非、ご検討ください。また議論したいと思います。

厚労副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

先ほど、オリンピックの文科と一緒にということでお話がありました。しかし、身体障害者のパラリンピックとか、あるいは知的発達障害のスペシャルオリンピックスとか、こういったものを一括してオリンピックのゴルフのと例えられましたけれども、せつない話でございますので、この部分においての私の部門におけるところの非課税措置は、是非、お認めをいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

そのほかは、いかがでございましょうか。

寄附金税制のところは大きい課題となっておりますので、これについてはまた引き続き議論したいと思っております。

それでは、実は防衛省さんは1つしかなかったですね。それで冒頭にとったんですが、どうでしょうか。ひとつ、防衛省さんを先に行っていただいて、それから、農水省さんと総務省さんに続いて行きたいと思っております。

○大塚内閣府副大臣

金融庁も、できたら定刻には終わらせていただきたいと思いますんですけども。

○峰崎財務副大臣

金融庁は、その次になっております。少々お待ちください。

それでは、古本さん、先に防衛省さんと農水省、総務省、3省一緒にやってしましましょう。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

まず防衛省でありますけれども、日豪A C S A締結を前提に認めたいと思います。

続いて、農水でございますけれども、要求ナンバーの12番、農林漁業者等が機械等



を取得した場合の特別償却でありますけれども、こちらも経産の方で申し上げましたが、Cということにいたしたいと思っております。

13番、資源再生化設備等の特別償却制度の2年延長、食品の循環資源再生設備関連だと思っておりますけれども、こちらも実は調べましたら、対象となる計画の認定実績、9件認定したにもかかわらず、適用となっているのが1件という事実も伺っております、引き続き租特を残しておくことについての有効性はあるのだろうかと思っております。

また、歳出の補助金とのかぶりもあるようでありまして、特に歳出が両面に出てくるものについては慎重に判断したいと思っております、Dという判定でお願いしたいと思っております。

続いて14番の過疎地域における事業設備等に係る特別償却制度であります、総務省の過疎法絡みということでもありますけれども、Cということでございます。

それから、15番の認定事業再構築計画に基づき行う登記の登免税でございますけれども、これも累次にわたってお話しされておりますけれども、多省庁をまたがっておりますが、適用実績が偏っているということで、引き続き調整をさせていただきたいということでCということになります。

おそらく一番の懸念になっているんだろうと思っております。A重油、16番でございます。16、17、18、19関連で、こちらも歳出で、副大臣の方からはかぶっているものについて少し改廃をしていただけるということをお願いしておりますので、もう少しそっちとの関係を一度拝見してからというふうに思っております、今日の時点ではCということにいたしたいと思っております。

農水については、以上であります。

続いて総務省でございます。総務省は要求No. 1番の情報基盤強化税制ということになりますが、こちらも経産の主管ということになります、情報基盤はこちらもDということでございます。

2番の試験研究費の増額の場合でありますけれども、こちらもCということでございます。

4番の中小企業投資促進税制でございます、こちらも経産と横並びであります、Cということでございます。

6番の産活法関連であります、こちらも大企業に偏っている立場から引き続き調整をさせていただきたいということで、Cでございます。

続いて7番、郵政関連の消費税のお話でございます、こちらにつきましては、過日申し上げたとおり、消費税の課税の根本的な理念に関わる話でございますので、その抵触に当たる本件は認められないという立場でDでございます。

8番、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却ということでございます。過疎法関連でございますので、法改正があるという、延長ということが前提であります

けれども、なお、ソフトウェアについては、適用の実績がないという事実をかんがみまして、少し改廃をしていただけないかということで、Cでございます。

続いて9番の過疎地域における事業用資産の買替の場合の特例措置であります、こちらについては、ただいま申し上げた横並びでCでございます。

総務については、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務省。

○小川総務大臣政務官

農水、総務ともに、政治レベルでの調整は今の段階についております。したがって、若干附記させていただいておりますとおり、対象の限定あるいは期間の限定を持って、A判定というふうに変更しているものもございまして、一覧をごらんいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、今の一次査定に対して、まず、防衛省。

○楠田防衛大臣政務官

満額回答いただきまして、ありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

それでは、続いて農水。

○佐々木農林水産省大臣政務官

農水は、国税の方はA重油の点だけですが、何度も山田副大臣も多分申し上げているんだと思いますが、対象農家あるいは対象漁家が非常に多いということと、その金額も非常に多いというようなこと。

もう一つは、補助金の関係の御指摘もいただいているようではありますが、補助金は極めて限定的なところに行っているだけであって、その恩恵を全部受けているわけではありませぬので、免税のことに必ずしもリンクをしない。一部重なっているだけで、補助金の当たっているところと、A重油の免税を受けているところは100%重なっているわけではありませぬので、そんなことも含めて極めて影響が大きいということで、是非これは考えていただきたいということを再度申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、地方税の方は政治レベルのものはないというお話であっていただけなんですけれども、それなりに事務レベルで、今後検討していくということになっているものについては、そのとおりの事務レベルでやらせていただきたいんですが、1つだけ16番であります、中核的市場の特例措置であります、23年度から新たな基本方針というものに入って行くわけですが、これは、国民の食を提供する、あるいは安全な食を提供するという意味から、市場の集約というのは非常に重要だと私は思っておりますので、そういった意味からも、その後も引き続き何らかの措置が必要なのでは

ないかということで、是非これからも相談をさせていただきたいと思っておりますので、この2点をお願い申し上げます。

○峰崎財務副大臣

総務省さん。

○内藤総務副大臣

では、私から2点申し上げさせていただきたいと思います。

まず、情報基盤強化税制でございますが、これは経産省さんとの共同の案件でございます。

その中、総務省としては高まるサイバー危機に対してのセキュリティー措置を何としても、特に中小企業に対して対応していかなければいけないというものでございます。これは経産省さんとも連携をしながら今一度対応を協議させていただきたいと思っております。

あと1点は、やはり郵便局の手数料に関わる消費税に関しての減免措置でございます。これは、先日も申し上げさせていただきましたように、小泉・竹中改革における不備の多いまま、郵政民営化法案が成立をしてしまった。その結果として、本来業務をするにもかかわらず、400億円に上る消費税を払わなければならないというものでございます。

組織の在り方は、今後、来年の通常国会に提出をさせていただき予定の改革法案によって議論をしていくわけでございますが、その間は、政治の責任において消費税の減免措置等、凍結等を是非とも検討させていただきたい。そのことを重ねて申し上げます。

以上です

○峰崎財務副大臣

それでは、どちらからでも結構でございます。今、総務省さんからの情報基盤強化税制については、中小企業にというふうに限定されたんですが、それは中小企業に限定するという事によろしいんですか。

○内藤総務副大臣

これは経産省さんとの連携が必要でございますから。

○峰崎財務副大臣

情報基盤強化税制は、別に中小企業に限っていないと。

○内藤総務副大臣

はい。

○峰崎財務副大臣

中小企業ならいいということですか。

○内藤総務副大臣

私たちの問題意識としては、今、高なるサイバー危機に対して、装備しなければい

けないのは、ハード、ソフトの一体の機器でございまして、300万から、高いもので2,000万、これは中小企業にとっては大変装備するのに苦労かかかりますので。

○峰崎財務副大臣

それは中小企業に限定した方がいいということですね。

○内藤総務副大臣

はい。

○峰崎財務副大臣

そのほか、ございますか。

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

佐々木政務官ありがとうございます。やっぱりあれもとか、やっぱりこれもとかというお話はあるかもしれませんが、一定の手続の上で、これは進んでいっておりますので、特にとということであれば再び折衝することになろうかと思いますが、いろいろな手続を進めていき経過もございますので、改めて厳しくお話をお聞きさせていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それから、消費税の課税の、例の郵便のやつですが、これは相当根本的な問題で、自治体なんかも、あるいは国でも、国はその仕事をやるといったときに、全部それが消費税にカウントされますので、そういう意味では相当シビアな問題を含みますので、引き続き検討していきたいと思います。

○内藤総務副大臣

どうぞよろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

そのほかございますか。まだあるんでしょうけれども、時間を急ぎたいと思います。お待たせしました金融庁さんになります。

では、古本さん、よろしく願います。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。お待たせしました金融庁でございます。

要求No.の3番でいただいております、支払い通知書にかかる所要の整備ということでもありますけれども、この中のみなし配当に係る支払い通知の交付の方法の追加ということでもちょうだいしておりますけれども、これは大変細かい話で恐縮ですけれども、年間一括にいたしますと投資家の皆さんが、所得金額の計算をきちんと行うことが困難になるのではなかろうかという、逆に懸念をいたしておりまして、年間一括方式につきましてはDという判定をいたしております。大きなお世話だと言われれば、そうかもしれませんが、そういうふうに思っております。

それから、5番の上場株式等の取得費の特例に関する所要の税制措置ということでは

ありますが、所得税の関連でいただいております。これも株式の取得費が不明な場合の方というのはわずかだということだと聞いております。逆にこの制度を利用して節税目的で、実は取得価格はわかっておられるんですけども、不明の方で処理した方が得だというふうな事例も散見されまして、これは率直に申し上げて、いろんなシステムの見直しの際に入れた制度でありますので、適用期限である今回をもって廃止をさせていただきたいということでDでございます。

それから、要求項目の8番の、生命保険料控除の仕組みの見直しでございますけれども、こちらにつきましては個人年金保険料控除を対象に年金積立傷害保険を追加するということでありますけれども、これも既に申し上げたとおり、損保年金は、約款等もあの後ごらんいただけたかもしれませんが、少し年金というよりも、老後保障に特化した保険商品と果たして言えるだろうかという懸念を持っておりまして、Dという整理をなおさせていただきたいと思っております。

9番の生命保険料控除の対象契約の拡大でありますけれども、こちらにつきましても、同じくDということにしたいと思っております。

11番の死亡保険金の相続税非課税限度額の引き上げでございますが、相続税に既に高額の基本控除があるということを考えまして、こちらにつきましてもD判定でお願いしたいと思います。

続いて14番の産活法関連でございますけれども、こちらも適用対象が偏っていると、累次にわたって申し上げてまいりました。中身を少し見直していただけないかということでCといたしたいと思っております。

続いて20番の火災保険の異常危険準備金制度の措置の恒久化または延長ということでちょうだいしておりますけれども、上乘せについては役割を終えているのではないかという判断でDでございます。

金融庁の関連のCとDは以上でございますので、以降、更に詰めさせていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税。

○小川総務大臣政務官

金融庁関連は、損益通算、株式課税、保険料控除等の内容でございますので、国税連動または同様ということで、詳細な説明は省略いたします。判定につきましてはごらんのとおりです。

○峰崎財務副大臣

それでは、大塚副大臣、お願いします。

○大塚内閣府副大臣

基本的には、今から申し上げる8項目につきましては、引き続き留保させていただいて、しっかり交渉させていただきたいと思っております。

まず、国税の方の資料で申し上げますが、35 ページの 1 番、金融所得課税の一体化の範囲の拡大、これはGということまでいただいております。これは地方税のところにも入ってくる話ですが、これは本年度の大綱の中で、来年度の債券税制全般の見直し、抜本的な見直しに言及をしていただく中で、最終的な調整をしていただければありがたいと思っております。

2 番の少額上場株式投資でございますが、これも地方税とも絡みますが、前々回ぐらいの、峰崎副大臣とのお話の中でも、簡素な税制で長期保有を目指すべきではないかという御指摘をいただいて、それは全く、その大方針には異存はございませんが、現在の経済的要請を踏まえて、是非、前向きに御検討いただきたいというふうに思っております。

それをした上で、先々簡素でしかも長期保有を促すような制度の見直しはあり得べしと思っておりますが、現下の情勢を是非おもんばかっていただきたいということでございます。

3 点目は、次のページでございますが、8 の (2)、これも地方税との絡みもございますが、やはり先ほど古本政務官からあまり年金的とは言えない部分もあるという、その御意見そのものはよく理解はできますが、やはりこれも現下の社会的要請を考えると、損保商品としての年金払積立の商品ニーズというものはありますので、是非御検討をいただきたいと思っております。

それから、後ほど 13、14 につきましても触れさせていただきますが、先に 16、17 に飛ばさせていただきます。これはいずれも B 判定で非常に前向きに御対応をいただいているのは感謝を申し上げますが、16、17 に関しては、制度の本来の趣旨にかんがみて、恒久化をお願いしたいと思っております。

その下の 20 番でございますが、これは先ほどの御説明では、あまり今の残高からすると、ニーズがないという御趣旨の御説明かと思いますが、これは無税積立の実質的な上限である 30% に対して、今、3 分の 2 ぐらいの水準しかございませぬし、毎年 4% で積み立てていっても、年間そのうち 2.5 は取り崩しているということになると、1.5 ぐらいしか積めない、しかも、今後いろんな火災等に備えるということも考えますと、ここも是非もう一回御検討いただきたいと思っております。

以上で 6 点なんですけど、更にあと 2 点追加で少しお願いしたいことがございます。

13 番でございますが、13 番は国交省との関係で言いますと、資産の流動化に伴って不動産については登録免許税の軽減措置が認められたんですが、債券の流動化における証券の方についても同様の御対応をいただく方が整合的ではないかというふうに思っておりますので、是非御検討いただきたいと思っております。

最後に、次のページの 14 番でございますが、これは租特のあまり使っていないものについては簡素化ということで、こういう御判断をいただいているわけでございますが、しかし、金融機関の再編というのはこれからも続きます上に、これまではたまた

ま不動産登記や抵当権の登記に関わるものが、ほかの対応によって措置されていたということが、あまり例がなかったという背景でございますので、具体例は事務方から御説明していると思いますが、今後のことも考えますと、やはりこれについても、この時点で現在の社会情勢の下で廃止というのは、少し再検討していただきたいと思っております。

以上、8点については、引き続き交渉させていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

金融庁の関係、いかがですか。8項目ですね。

それでは、なければ、副大臣の随時調整チームに移していきたいと思えます。

次は、いよいよ最後になります。内閣府本府、外務省、財務省、3省一緒にやっ  
てまいりますので、よろしく願いいたします。

○古本財務大臣政務官

内閣府でございます。要求 No.2 の地震防災対策用資産の取得に関する特例措置で  
ございますが、これは全国を対象にしていくという法律の裏打ちがない中で、全国に  
広げるといことは本当に効果があるのだろうかということで、D判定でございます。

3番の耐震改修促進税制でございますけれども、これは国交省所管であります。既  
に国交省の方は取り下げられておまして、本来こういった政策が税のおまけでや  
る話なのか、本来きちんとレギュレーションでやっていくのかということは議論の分  
かれるところでもありますけれども、是非御再考をお願いしたいと思っております。D  
判定でございます。

内閣府につきましては、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

続けて外務省をお願いします。

○古本財務大臣政務官

外務省につきましては、連帯税の話等々ございますが、特にD判定としているもの  
はございませんので、外務省は特にございません。引き続き次年度以降にというふう  
にいたしております。国際連帯税並びに法人税率の引き下げという大きなテーマもいた  
だいておりますので、国際比較した上での御議論を政務官からいただいたと思ってお  
りますので、引き続きというふうに思っております。

○峰崎財務副大臣

財務省をお願いします。

○古本財務大臣政務官

財務省につきましては、D判定というものはないんですけれども、模範を示さなけ  
ればならないという立場もありまして、ビールでありますけれども、この際、今、入  
っている軽減税率を15%までにして、地ビールの業界の皆様には大変な御負担になる

ということをお承知の上で、当初の新規で事業に参入していただくという、御当地ビールをみんなでやっていこうということについては、近年1桁の進出にとどまっているということをお聞きしまして、おまけしている税率为15%に圧縮したいと判断しております。現在20%で入っているものを15%にということでございます。

なお、この地ビールから独立して、卒業して、更に大きな会社へと発展して基盤を確立されておられる方々もおられますので、更に期間で絞り込むという議論もありましたが、こちらにつきましては、そこまでやることの妥当性があるのかという御議論も随分ありましたので、税率の圧縮を判断をして、何とか御理解をいただけないかと思っております。

○峰崎財務副大臣

地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

外務省、財務省の御要望分については、国税連動ですので省略させていただきます。

内閣府の関連では、PFIに関連した公共施設整備について、なお、結論に至っておりませんので、引き続き協議をさせていただきたいと思っております。地震防災対策用資産の固定資産税の特例についても同様でございます。引き続き協議でございます。

○峰崎財務副大臣

以上、3省一括で、財務省さんは、地ビール200klまでが20%の税だったんですけども、それを15%に下げるということを今、出されたわけです。それで1億円増収になるということです。20%というのは軽減割合ですね。それを15%にする。

それでは、要望にない項目に移りたいと思っておりますので、古本政務官、よろしく願いいたします。

○古本財務大臣政務官

要望にない項目でありますけれども、お手元の資料の横書きをごらんいただきたいと思います。前回の資料と大きくは変わっておりませんが、若干整理しておりますので、その部分に絞ってごらんいただきたいと思います。

まず5ページをごらんいただきたいと思います。小規模宅地等の課税の特例でございますけれども、これは、いわゆる地価が大変高騰したときに、それに合わせて物納も増えてきた。本来、資産税は金で納めていたという趣旨等々を考えまして、いわゆる基礎控除の範囲を大きくしてきたと同時に、居住並びに事業を継続している方々については、更に減税をしようということで、現在入っている制度なんですけど、これを精査いたしますと、住んでいなくとも、あるいは事業を継続しなくとも50%の軽減が入っているということは、いささかやり過ぎではなかろうかという判断から、少なくとも1番～4番の見直しをしておりますけれども、少し端折りますが、例えば3番の事例で言えば、区分所有権が4つあって、貸し付けている中の1つに居住しているのであれば、4分の1が居住区であるならば、残りの4分の3は居住していないわけで



ありまして、ここについては、それぞれに応じて課税の割合があっているのではなからうか。

事例2でありますけれども、同居の配偶者がそれぞれ居住をしている子としない子がいて、それぞれ居住をしていない子の分については、現在共有している場合は居住していなくとも80%適用となっているものを、それぞれの住んでいるか、住んでいないか、実態にきちんと照らした軽減措置に見直したいということでございます。

6ページ目、定期金に関する権利の評価方法の見直しということでございますけれども、これは既に御案内いたしましたとおり、金利の水準が非常に低下している、あるいは平均寿命が大変御長寿になっているという事実を照らして見直したいということでございます。

その際に、相続税の障害者控除の控除額の算出についても、70歳に達するまでという年数を、この際、女性と男性の平均寿命がありますけれども、85歳という見直しを22年度改正でさせていただきたいという提案でございます。

併せて、先ほどの定期金の話も評価方法を解約の際の措置として、22年の改正の中で措置をしていきたいということでございます。

9ページ目、消費税の仕入控除でありますけれども、これは過日御紹介いただきましたが、還付の仕組みを使って、少し租税回避をしているという実態、検査院の意見をいただいた案件でありますので、還付税額の調整措置の対象が過大な還付を受けていた場合には、追加で納めていただくようにきちんとするというところで、3年間は免税か、課税かということを選べば、自由に動くことができないという措置を、22年度改正で入れたいというふうに思っております。アパートを建てて、アパートの前にジュースの自販機を置いてというケースです。

国際課税関連であります。移転価格税制における価格の算定の文書の明確化及び外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充については、是非、既に主要事項として取り上げていただいておりますけれども、その位置づけにつきまして、当方から御提案させていただいているということもありますので、一次査定案においては、要望がない項目として付記をさせていただいていることを、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

特に資料はお出しをしておりますが、地方税の一覧表の36ページに項目だけ書かせていただいております。都道府県民税は、市町村が代理徴収しております。それに要する費用が、システム改修関係で改められます。それが1番でございます。

2については、国税同様ですので省略いたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。どなたか御意見ありますか。  
どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

今のことではなくていいですか。

○峰崎財務副大臣

それ以外はちょっと待ってください。

皆さん大分お疲れにもなっているようですが、それではこれらについて一応要望にない項目についての扱いも提起をいたしております。

もう一点ありまして、関税で、どうしても税制改正で出しておかなければいけないものがございます。この点について、古本政務官の方から御説明をお願いします。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様でございます。関税の資料も入ってございますけれども、関税については、まず大きくは暫定税率の取り扱いということになります。適用期限が到来いたします415品目につきまして、現在の暫定税率を基本税率維持、基本税率等の関税率を引き下げる措置ということでありまして、廃止すれば関税が上がりますので、消費者の負担水準が上がるということなので、日切れ案件で措置をさせていただきたいと思っております。

続いて、来年妥結を目指しておりますWTOのドーハラウンド交渉で、暫定税率に関連する多くの事項が交渉対象となっておりますので、その際には暫定税率も含む関税率の体制を抜本的に見直したいと考えております。

続いて、関係国の協議結果に基づいて税率を引き下げるために暫定税率を設定しております、牛肉等の個別の品目であります。仮にその暫定税率を廃止するということになりますれば、関係国との再協議が必要となりますので、こちら辺の点も注意しながら、基本的に1年間の適用期限を延長することを提案をさせていただきたいということを、当税調にお諮りしたいと思っております。

続いて、特別緊急関税制度等の取り扱いということですが、こちらは、牛肉等に係る関税の緊急措置の中で、3ページに出ておりますけれども、それぞれの関税の話の中で、国内産業保護というための安全弁でございます。輸入数量が一定基準を超えた場合には、4ページに出ておりますけれども、破線で書いているところの右端の21年度特例の発動基準数量、要するにここまで来たらということでもありますけれども、このWTOのドーハラウンドの交渉と関連いたしますので、1年間の適用期限を延長させていただきたい。牛肉に係る関税の緊急措置の発動基準を、BSEが発生する前の水準、平成14年のところと15年を合わせまして、輸入数量の実績の平均値といたします特例についても、合わせて継続させていただきたいと思っております。

罰則水準の見直しでございます。こちらについては、昨今の関税のほ脱犯の悪質化、

巧妙化、更には薬物等々もございまして、是非内国税のほ脱罪、他の経済犯との罰則水準のバランスを見ながら、整備をさせていただきたいと思います。関税は、ほ脱罪と禁止品の輸出入罪の罰則水準を引き上げる方向で調整をさせていただきたいということでございます。関係当局との協議も詰めてまいりたいと思っております。

最後に、AEO制度でありますけれども、これは、認定事業者ということで、認定を受けた輸出入業者は、その際の便宜を図っているということではありますが、実は資料の6ページに出ておりますけれども、一度認定いたしますと、このAEO認定を受けるにはさまざまな制約をクリアーした方がAEO認定ということで、関税業務、通関業務の便宜を提供していただいておりますけれども、そのスペックを維持できないという通関業者が、ここから外れたいという場合は、一度入ってしまうと外れられない仕組みになっておりまして、少しその制度を見直したいということで、自主的にAEO事業認定者から抜け出したいという場合の届け出が可能になる整備を図りたいということです。

以上です。

○峰崎財務副大臣

関税につきまして、何か御意見ございますか。

それでは、とりあえず、これで終わりますから、阿部さん、最後にどうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

さっき言えばよかったんですけれども、病院等の耐震化における、病院等が取得した地震防災対策用資産に関わる特例措置の拡充のお話は、国土交通省と厚労省がお出しになって、ともにD判定ということになっておりますが、これは現状でもなかなか病院の耐震化は進まないで、これは病院全体の運営が厳しいというところで耐震化できないということもあろうかと思っておりますので、D判定とは言わずもう少しと思っております。

それだけです。

○峰崎財務副大臣

何かありますか。

○長浜厚生労働副大臣

そのとおりでございます。

○峰崎財務副大臣

引き続き調整作業をやらせていただくということによろしゅうございますか。

それでは、以上で、今日は1時間を少し越してしまいましたけれども、次回は明日午後5時から、本日と同じ場所で開催したいと思っております。次回は、主要事項とりまとめに向けた審議の1回目として、租特透明化法案、法人課税、国際課税、資産課税、納税環境整備について議論を行いたいと考えております。

今週の予定としては、お手元の当面の日程（案）にあるとおり、12月3日木曜日に2次査定案をお示ししたいと考えております。冒頭にも申し上げましたけれども、今

週中にはすべての要望項目について処理方針を確定したいと考えております。12月4日金曜日は、主要事項のとりまとめに向けた審議を第2回目として、個人所得課税、たばこ税、暫定税率の廃止、エネルギー課税等、更に地方環境税、市民公益税制、それらについての審議を行いたいと考えております。この間、企画委員会を随時開催してとりまとめに向けた審議を深めていきたいと思っております。

本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性のあることをご承知おきください。